

+ 貨物概要

とうもろこし（爆裂種）と植物油を同一包装にして小売用のセットにしたもの

+ 分類

関税率表第 1005.90 号-1（統計番号 1005.90-020）の播種用でないとうもろこしで、爆裂種のもの

+ 分類理由

小売用袋を 2 つの部分に分け、一方に爆裂種のとうもろこしと調味料等の混合物（爆裂種のとうもろこしは調味料等と分離しており調製されたものではない。）を、他方に植物性油脂を封入したものであり、関税率表の解釈に関する通則 3（b）に規定する小売用のセットにした物品と認められます。本品に重要な特性を与えている物品は爆裂種のとうもろこしと認められることから、関税率表第 10.05 項の規定により上記のとおり分類されます。

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）